

論文

福祉国家と家族

すぎもと きよえ
杉本 貴代栄

< 要 旨 >

家族とは、社会福祉の対象としても、担い手としても重要な単位でありながら、1980年代にはいるまでは、社会福祉のなかで取り上げられることが少ないテーマであった。それでも1980年代になると、しばしば重要なテーマとして取り上げられるようになった。その理由としては、「家族の危機」が言われるようになったこと、1980年代から姿を明らかにした「日本型福祉社会」への警戒からであったと考えられる。

家族をその「受け皿」として1970年代の終わり頃から登場した「日本型福祉社会」は、それでも1980年代中頃には「破綻」し、「新・日本型福祉社会」へと変形した。その変化を後押ししたのは、女性の変化であった。高度経済成長期に専業主婦化した女性が、1970年代後半から再び労働力として労働市場に参入したからである。「女性頼み」の福祉国家は、揺らぎはじめた。

1990年代に入ると、「新・日本型福祉社会」は再度の転換期を迎える。女性の自立を促すことと矛盾する日本型福祉国家への批判が高まり、福祉国家の再検討が提唱され始めたからである。その行方はまだ定かではないながらも、新たな福祉国家へ向けての再検討が始まった。欧米からはじまり日本に普及した、フェミニストによる福祉国家批判がその一端を担っている。

日本の福祉国家は、他の福祉国家に例を見ない独特の福祉国家である。とくにジェンダーの視点から見ると、女性の自立を推進することに機能しておらず、むしろ女性を抑制することに機能している。日本の家族が他国に比べて「安定」していること、「貧困の女性化」現象が顕在化していないことがその「効果」として現れている。しかし、近年の女性労働をめぐる変化、高齢社会の進展等を見るとき、ジェンダー視点を持った福祉国家の再検討は、緊急に必要とされている。

はじめに：家族論の隆盛

家族は、社会保障や社会福祉の対象としても、また担い手としても重要なものであるにもかかわらず、社会福祉の領域において議論されるべきテーマとして取り上げられることが少なかった。その家族がたびたび取り上げられたり、議論の焦点とされるようになったのは1980年代に入ってからである。「家族と社会福祉」を冠した書物が数多く出版され、『社会福祉研究』をはじめとする社会福祉の研究誌も家族に関する特集を組んだ^(註1)。また「日本社会福祉学会」も、1984年の大会テーマを「危機に立つ現代家族と社会福祉の課題」と定めた。このような「家族論の隆盛」の時期は、福祉国家がその新たな全貌を整えつつあった時期と軌を一にしている。その福

祉国家が内包している「日本型福祉社会」が家族への関心と警戒を呼び起こしたこと、そしてそれが「受け皿」として想定した家族の変化—しばしば「家族の危機」とも表現された—が顕著になったことが理由としてあげられるであろう。

「日本型福祉社会」については後に言及するとして、この時期たびたび取り上げられた「家族の危機」とは、一体なにを指しての「危機」だったのだろうか。一般的に言って、離婚率の急増や未婚（非婚）の母の出現率の上昇が「家族の危機」を意味するとするならば、この時期の家族は「危機」に瀕してなどはいなかった。欧米で起きたような離婚率の増加やその結果生じる「多様な形の家族」は、日本では増加してはいなかったからである。

その意味ではむしろ、家族は「安定」していたといえる。しかし、離婚率は増加してはいなくとも、日本の家族が変化のなかにあったことは確かである。既婚女性の有業率が50.8%となり、働く主婦が専業主婦を超えたのが1983年。共働き世帯が片働き世帯を超えたのが1991年。つまり「家族の危機」とは、「多様な家族」が増加したことではなく、社会福祉が当然として前提としていた家族（あるいは家族の機能）が変化し、社会福祉の再考を必要としたことを意味している。つまり、危機に瀕していたのは、夫が働き妻が専業主婦である「伝統的家族」であった。このような家族の変化と肩を並べて進行した「日本型福祉社会」は、「福祉の含み資産」である家族を社会福祉の中心の課題として引き出した。

社会福祉のなかで家族が取り上げられたもうひとつの理由にフェミニズムがある。1980年代から広く議論されるようになったフェミニズムは各分野に直接的・間接的な影響を与えたが、社会福祉もまた例外ではなかったからである。フェミニズムからの福祉国家批判は、今まで以上に家族を議論の場に引き出したのである。

いわゆる福祉国家論や批判は、1970年代から現在に至るまで盛んに行われている。第二次世界大戦後に期待を担って登場した福祉国家の限界と幻滅、向かうべき新たな方向についての議論がいわばメインストリームの福祉国家批判とすると、その再検討の「内容」や「方法」を明らかに異にするもうひとつの福祉国家批判が1980年代から登場した。フェミニズムや人種的・民族的マイノリティーによる福祉国家批判がそれである。とくに、メインストリームの福祉国家批判を「メインストリーム (male stream)」と批判するフェミニズムからの福祉国家批判は、1980年代後半から盛んになった^(註2)。ジェンダーを無視しているメインストリームの福祉国家批判を批判するこれらの研究は、福祉国家の「ジェンダー化」－福祉国家のなかのジェンダーの偏在を指摘し、比較分析のなかにジェンダーを持ち込むこと－の重要性を主張する。

その議論の焦点とは、福祉国家のプログラムや福祉政策が、「一定の家族モデル」（過去においても決して大部分を占めていたわけではなく、また現在少なくなりつつある家族）を前提として組み立てられ、それを固定化し促進する機能を果たしていることにある。社会保障や社会福祉のプログラムが前提としている家族とは、ベヴァリッジ・プランに明らかなように、男性が職業について賃金を稼ぎ、女性が経済的に男性に依存し家事・育児を担う家族のことである。また、福祉国家と家族の関わりを問うことは、今までの福祉国家研究に抜けていた私的・公的の相互関係を強調することとなった。女性が担

う無償労働－とくに無償の介護労働への注目は、福祉国家がいかに外部の経済/公的供給に重く依存しているか（女性の提供する無償の、/低額の福祉労働を通じて）を明らかにした。このような無償労働と有償労働の分離を支持する雇用政策と、福祉サービスを提供する公的セクターがどのように女性の状況に影響するかを調べること－家族（女性）頼みの福祉の構図を明らかにすることは、福祉国家論の新たな課題となったのである。

以上のような理由と経過によって、家族が社会福祉の主要なテーマとして登場したのだが、ここでは家族をめぐる社会福祉政策を概観することにより、福祉国家におけるジェンダー問題を明らかにしてみたい。このような作業とは、福祉国家がその名に反していかに女性を抑圧しているか、社会福祉政策がいかに女性に抑圧的に機能しているかといった、福祉国家の実像を明らかにすることになる。とくに、日本独自の福祉国家と家族の関わりを明らかにすること－日本の福祉国家のジェンダー偏在的な実像を明らかにすること－が、まずは必要なことだと考えるからである。取り組むべき課題と取るべき方法は、そのような再検討の作業から見いだすことができるのではないだろうか。

I. 福祉国家の変遷

1. 家族の変化の日本的特徴

1980年代から社会福祉の重要なテーマとしてしばしば家族が登場した理由のひとつは、1960年代から進行した家族の変化に依っているのは上記したとおりだが、その家族の変化とは日本独自の傾向を持っていた。近年の女性に生じたさまざまな変化（労働市場への進出、働くことの志向、女性問題の顕在化等）や、予想をはるかに上回る社会の変化（高齢社会や少子社会の進行等）が、従来の家族が担っていた機能を変化させ社会福祉政策の再考を促したことは、先進工業諸国に共通する理由である。しかし、変化した家族が失った家族機能－具体的には、介護問題と子育てに集中している－をより深刻に受け止めざるを得なかったことは、以下のような日本独自の理由があったからである。

- 1) 働く女性の増加
- 2) 家族の「安定化」
- 3) 高齢化の進展

まずは、1870年代後半から志向された「日本型福祉社会」をはじめとする家族政策の特徴とリンクする、家族の変化の特徴を整理しておこう。これらの特徴の日本的な展開が、福祉政策を規定し福祉国家の形成と密接にかかわっている。

1) 働く女性の増加

まず、福祉国家の「支え手」である女性の労働力化の特徴について述べなければならない。ここでは、日本の特徴をよく象徴しているパートタイマーを取り上げることにする。1994年の女子労働力率は50.2%、労働力率は40.5%であるが、女子雇用者（非農林業）のうち、週間就業時間35時間未満の短時間雇用者は647万人となり、女子雇用者にしめる割合は32.5%であった。このように、女子雇用者にしめるパートタイム労働者の割合が高いことが、日本の働く女性の特徴の一つである。

高度経済成長が第一次石油ショックで終えんし低成長経済になると、女子労働力率は1975年を底辺として、上昇または横這いに転じた。ME（マイクロ・エレクトロニクス）化、経済のサービス化が、労働市場に参入する女性の「契機」となり、減量経営とコスト削減を目的とする経済の再編成は、女性雇用の「理由」を提供した。女子労働力率は、1975年45.7%、1980年47.6%、1985年48.7%、1990年50.1%と増加した。また、この時期の女性雇用者の増加は、パートタイマーの増加でもあった。女性雇用者総数にしめるパートタイマーの比率は、1975年17.4%、1980年19.3%、1985年22.0%と上昇した。

現在、「パートに出る」という言葉はそのまま、「既婚女性が働く」ことを表す言葉となっているが、このような言葉が定着したのは70年代半ば以降のことである。かつては自営業以外の女性にとって働くということは、フルタイムで雇用されるか、内職しかなかった。高度経済成長期に人手不足を補う安価な雇用形態としてパートタイマーが登場したが、それはあくまでも「臨時的」「半端仕事」としての働き方であった。しかし1970年代の半ばからのパートタイマーの増加は、新たな労働力役割を担う働き手としての「活用」であった。働き手の側—高度経済成長期に形成された「専業主婦」—にとっても、夫の賃上げ抑制により経済的理由が増大し、パート労働者として雇用されることは必要なことであった。このように、いわゆる「主婦パートタイマー」が増大し、かつパートタイマーの仕事の内容が単なる「半端仕事」以上の意味を持つようになったことは、パートタイマーを女性の働き方のひとつとして認めることになった。加えて、パートタイマーの働き方が示唆している「自発性」—あえて働き方としてパートタイマーを選んだこと—は、その真偽はともかくとして、低賃金労働の実体をカバーし、「パートに出る」ことを一般化させることに預かった。

また、日本におけるパートタイマーが独特の性格もっていることがたびたび指摘される。上記のパートタイマー比率は、総務庁統計局「労働力調査」によるもので、

週間就業時間が三五時間未満の女子労働者についての数値であるが、より広義のパートタイマーが存在しているからである。所定労働時間が一般の正社員とほぼ同じパートタイマー、つまり「身分」としてのパートタイマーである。また労働時間だけではなく、仕事の内容も正社員と異ならない、責任も重いパートも出現した。事実上は恒常的な労働力でありながら、身分的に不安定なパートタイマーとして働いている、このような「疑似パート」を正確に把握すれば、パート比率はさらに増大するであろう。

このように多くの働く女性たちはパートタイマーとして、男性労働とは異なる低賃金の、しかし「自由に選べる働き方としてのパート」労働力として家庭と労働市場に二股をかけたのであり、このような女性の働き方が日本独自の福祉国家の支え手を構成したことは後述するとおりである。

2) 家族の「安定化」

働く女性の独特のパターンが福祉国家の支え手として寄与した一方で、日本独特の「安定した」家族が福祉国家の「受け皿」として機能したこともまた確かなことであった。先進工業諸国と同様に核家族や単身家族が増加しながらも、拡大家族は1955年時点とほぼ同様の実数（700万世帯）を維持しており、また離婚率も低い。このような独自の家族のあり方は、「安定した」家族以外の家族が出現することを抑制することになる。福祉国家が前提とする家族の単位が最小限「両親家族である核家族」であるならば、その家族像に添わない家族は社会的な援助の対象とされにくい家族ということになる。私たちは母子世帯の出現の変化に、その例を見ることができる。

1995年7月に厚生省児童家庭局から発行された「全国母子世帯等調査結果の概要（以下「概要」とする）」は、5年前の前回調査と比べて母子世帯が減少したことを指摘した（78万9900世帯—全世帯の1.9%）。同様な傾向は、他の調査からも明らかであり、「国民生活基礎調査」によると母子世帯は必ずしも増加傾向にあったわけではなく、1990年（54万世帯）を頂点として、1990年代ははじめから減少と微増を繰り返している。このように各調査に共通してみられる母子世帯の減少傾向の理由としては、1) 子どものいる世帯自身の減少、2) 離婚率の低さ、3) 離婚により母子世帯になっても、経済的社会的な困難から親の家に同居するなどして統計にあらわれる母子世帯を形成しないこと—「隠れ母子世帯」の存在が増加を抑制していると指摘できよう^(注3)。

日本の母子世帯の出現率は、全世帯に占める率が1.2%（「国民生活基礎調査」）や1.9%（「概要」）であるため、他国と比べて低率であり、家族は「安定」してい

るというのが定説であるが、「隠れ母子世帯」をも含めた実体とは、必ずしもそうではないのかもしれない。また、統計に現れるような独立した母子世帯を形成しないこと—形成できないこと、形成したくないこと—は、母子世帯をとりまく社会的・文化的環境が整っていないということでもあり、日本における母子世帯問題の特徴として指摘できよう。なおここでは触れる余裕がないが、1980年代中頃から現在も進行中であるところの児童扶養手当を抑制する政策がとられたこと、同時期から母子世帯への生活保護受給が制限される政策がとられつつあることは、福祉国家の期待する家族像を明らかにしてくれる。福祉国家の家族像に添わない母子世帯を抑制する一連の政策がとられつつあることは、福祉国家の独特の機能をよく物語っている。

3) 高齢化の進展

最後に取り上げる特徴は高齢化についてである。高齢化問題は「女性問題」であるといわれるが、日本の場合は一層顕著である。まず、高齢社会ではその対象者も担い手も、女性のほうが多い。では、男性と比べてどれほど女性の方が多いのだろうか。

65才以上の高齢者人口は、現在総人口の13%であるが、そのうちの59%が女性である。この割合は、年齢が上がるほど高くなる。85才以上の高齢者では、69%が女性である。男女の平均寿命の差を反映して、65才の生存割合が、男性で82.2%、女性で91.4%、80才では男性47.5%、女性で68.6%であることから、現在もそして将来も、高齢社会の構成者は男性よりも女性の方が多く、特に後期高齢者の多くを女性が占めるようになる。

しかし、高齢化問題は「女性問題」ということは、女性の高齢者が多くを占めるという人口学的な観点からだけいわれるわけではない。構造的性差別社会である私たちの社会では、高齢女性が男性よりも経済的困難に陥ることが多いことを意味しているからである。老後の生活は、それ以前の社会・経済的地位により規定されるため、それまでの人生を、家族のための家事労働に費やしたり、子育てや介護のために仕事をやめた女性は、その結果として経済的に困難な老後を送ることになる。また働き続けた女性にとってさえも、教育の機会の不平等や性差別賃金の存在により、老後生活が困難になることが多い。つまり高齢社会とは、構造的な性差別社会の収れんなのであり、このことが高齢化問題は「女性問題」といわれる深刻なゆえんなのである。

また、高齢者を介護する方をみても、女性が多くを占めている。厚生省が行った「平成7年（1995年）国民生活基礎調査」によると、寝たきり高齢者の介護者のうち、女性は85.1%、男性は14.9%と圧倒的に女性が多い。そ

の続柄は、「子の配偶者」が34.2%、「配偶者」が27%、「子」20.2%であり、「親族以外」は7.2%にすぎない。具体的には、嫁と妻が大多数である。また、性別役割分担は、家庭内だけではなく社会的にも組み込まれ、高齢社会の介護問題は、女性が担うことが期待されている。いわゆる「福祉労働」のうち、8割以上を占める社会福祉施設従事者はその76%が女性であり、老人福祉施設従事者だけをみても、73.4%が女性である（厚生省「社会福祉施設調査報告書」1996年）。また、近年強調されている在宅福祉の推進は、それを担うヘルパーや有償ボランティアを増加させているが、その多くは女性である。

しかし、指摘しなければならない重要な点は、日本が現在、他国と比べてより高齢化した社会であるというわけではないことである。日本の現在の高齢化の水準は、先進国の中では低い方にある（図1）。むろんそうはいつでも、高齢化のスピードが他の先進国と比べて早いこと、また将来先進国の中でも高齢化の水重が最も高くなる可能性があるなど、深刻な問題を抱えている。

それでも近年の日本の社会福祉政策は、高齢化対策に収斂されているという感否めない。高齢化対策に収斂していること—他の社会福祉政策を後回しにし抑制すること—は、近年の政策に顕著である。このことは日本独自の福祉国家の形成と無関係ではない。高齢化対策を基盤にした福祉国家とは、多くの人からの同意を得やすい方向であり、家族を受け皿にした日本独自の福祉国家の道に沿ったものでもあるからである。このような観点からも1970年代後半から出現した「日本型福祉社会」とは、高齢化に偏った独自の社会福祉政策を施行したのである。

2. 社会福祉政策が期待する家族像

以上のような独特の家族の変化を背景として社会福祉政策が施行されたのだが、それが期待する家族像—女性像がいつも一定だったわけではない。時代により、少し

図1 高齢化率の国際比較

国名	平均寿命 (男・女)		高齢化率
ベルギー	72.8	79.5	13.9
デンマーク	72.5	78.0	14.6
フランス	72.9	81.1	13.1
ドイツ	72.1	78.	13.9
オランダ	74.0	80.1	12.0
イギリス	73.2	78.6	15.7
EU	72.8	79.4	13.6
スエーデン	74.9	80.5	17.8
アメリカ	72.8	79.9	12.0
日本	75.9	81.7	12.0

出典：Faith Robertson Elliot, 1996, Gender, Family & Society, Macmillan Press

ずつ変化する。そしてこのような変化を後押ししたものは、家族のなかの女性の变化であった。

1) 高度経済成長期（1950年代後半～1970代始めまで）：＜専業主婦付きの核家族＞

日本が今後目指す方向を福祉国家と明言したのは、1960年の「厚生白書」においてである。副題を「福祉国家への道」とした同書が出版された年は、「国民所得倍増計画」が策定された年でもあった。1955年からはじまった高度経済成長は、家族や地域の機能を縮小させたため、新たな社会保障制度の整備・拡充を必要としたからである。同時に、達成すべき目標とされた福祉国家が意図したことは高度経済成長の一層の達成であり、そのための条件として福祉国家への道をとることが必要であると考えられたからである。福祉国家の仲間入りをするための基本的な制度の整備が進められ（福祉6法等が成立）、経済成長がそれを後押しした。高度経済成長が頂点に達した1973年に「経済社会基本計画」により社会保障の大幅な拡充の方向が政府によって提示され、同年が「福祉元年」と名付けられたのは、そうした一連のプロセスの到達点であった。この間に急増した家族とは、高度経済成長という目的に合致した家族—「専業主婦付き核家族」であった。

戦後の女子労働を一言で評して「働く女性が増加した」といわれるが、女子労働力は戦後一貫して上昇し続けたわけではない。戦後すぐの時期から高度経済成長期が終焉するまでは、女子労働力総体としては低下し続けたからである。高度経済成長という大きな社会の変化のなかでのサラリーマン家庭の増加にともない、農業に代表される自営業や家族従業員として働いていた女性たちが「主婦」になったのである。無論、この時期にも労働市場に参入する女性は多かったが、「主婦化」がそれを上回った。これは日本だけの独特の現象ではなく、外国においても、近代化が進むと女性は「専業主婦」となって労働の場から後退し、そしてその後、雇用労働者として再び労働力となる。1975年を底として以後上昇する女子労働力とは、この時期に形成された「専業主婦」の、(何らかの形で)労働力化なのである。

「主婦」の出現の原因が、産業構造の転換によるものであったとしても、それ以前には一部の階層においてのみ存在した「専業主婦」が多く出現したことは、「豊かさ」の象徴として受け入れられた。また、高度経済成長下での日本的経営による「働き方」—モーレツ社員といわれた—は、主婦化した女性が家庭責任を担うことによる「片働き」であったからこそ達成できたということもできる。そして、このような「専業主婦」に支えられた世

帯主＝男性の働き方」は、日本の経済発展を支える性別役割分業を基礎にした企業の雇用制度とも合致し、その後の雇用者家族のあるべき「モデル家族」として固定化されたのである。この時期を通じて女性は、専業主婦となることによって「片働き」の家族を支え、日本の経済発展を支えたのであり、それ以降も、これは女性の貢献の基本的なパターンとして定着したのである^(註4)。

2) 「日本型福祉社会」の形成期（1970年代半ば～1980年代半ばまで）：＜老親扶養の3世代同居家族＞

1973年が政府により「福祉元年」と名付けられたにもかかわらず、同年秋に勃発した第一次石油ショックにより、その方向を転ずることを余儀なくされる。その新方向は、1975年頃から提唱された「福祉見直し論」にはじまり、1970年代後半の政策に顕著になり、1980年度からの行政改革の追い風のもとで予算の削減等、具体的に展開されていく。

1973年の「経済社会基本計画」に代えて策定されたものが、1976年5月に出された「昭和50年代前期経済計画」（三木内閣）である。これは、1975年に出された「生涯設計計画—日本型福祉社会のビジョン」の提言をもとにしている。当ビジョンは、財政危機と高齢化危機への処方箋として、初めて「日本型福祉社会」のビジョンを打ち出したものである。欧米追従型でない日本社会の特徴を生かした、新しい「日本的な社会システム」を目指したこの提言を取り入れた「昭和50年代前期経済計画」は、コミュニティ・ケア、在宅福祉を強調し、後の「日本型福祉社会」論を生むことになる。

伝統的家族や地域共同体を社会福祉の拠り所とする「日本型福祉社会」は、大平内閣のもとでの一連の政策により明瞭に方向づけられた。1978年版「厚生白書」は、高齢社会における社会保障の重点として、(1)健康、(2)所得保障—年金と就労、(3)家庭生活、(4)世代間のコミュニケーション、(5)社会保障の給付と負担、をあげているが、(3)家庭生活のなかで、老親との同居を「福祉における含み資産」として生かすことを強調した^(註5)。1979年1月の自由民主党の「79年度運動方針」は、「日本型福祉社会」の建設を提唱し、これに基づいて設置された党政務調査会家庭基盤の充実に関する特別委員会の1979年6月の報告書「家庭基盤の充実に関する対策要綱」により、それは一層明瞭になる。

「家庭基盤の充実に関する対策要綱」とは、社会の基本単位であり、生活共同体である家庭の価値を確認し、この意義深い家庭を育て、ゆとりと風格あるものに高めるための条件や環境を整備することを主張している。その基本的な考え方は、(1)国家社会の中核的組織とし

て家庭を位置づけ、ゆとりと風格と連帯感の豊かな家庭こそ社会の繁栄の柱であることを認識する、(2) 国家と地方自治体および職域と家庭との「役割分担」を明確にし、中央集権的な全体主義的な国家社会ではなく、多元的な社会体制を理想とする。この場合、老親の扶養と子供の保育と躾けは、第一義的には家庭の責務であるとする。そして、家庭基盤の充実強化に関する重点施策として、1. 文化・文教面の施策（「家庭の日」の新設）、2. 住宅面の施策（持ち家取得の促進、老親と同居する家庭に対する住宅政策上の優遇措置の促進）、3. 生活環境面での施策、四. 福祉面における施策、を打ち出している。4. のなかに、日本的福祉のあり方が示されているが、それは、国の社会保障、国民個々人の自助努力、職域内の福祉、家族の相互扶助の四つの要素が相補い調和した活力のある総合的福祉であり、貯蓄率、保険加入率が世界一高いこと、家族主義的な企業内労働組合組織の存在、老親と子供世帯の同居率が著しく高いといった国民的特質を維持しながら実現していかなければならないとしている^(注6)。ここでは家族は、老親と同居する3世代家族として、女性はそのなかで子育てと老親介護をするものとして明瞭に位置づけられている。

1979年8月に出された「新経済社会七カ年計画」は、欧米諸国とは異なるこのような「日本型福祉社会」像を経済計画の上に投影したものである。このなかでは日本型福祉社会とは、「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会などとの連帯を基礎にしつつ、効率のよい政府が適切な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会の持つ創造的活力を原動力としたわが国独自の道」として描かれている^(注7)。「臨時行政調査会」が設置されたのは1980年12月であるが、1980年代にはこの論理が行政改革下において追求され、日本型福祉社会の論理にのっとった「在宅化」が進行したのである。

3) 「日本型福祉社会」の破綻と「新・日本型福祉社会」の登場（1980年代半ば～1990年代半ば）：＜働く主婦の時代＞

それでも1980年代半ばになると、「日本型福祉社会」は少しずつ変化する。専業主婦付きの3世代同居家族像は、現実の家族との間にギャップを生じたからである。まず、「含み資産」であった老親との同居率がさすがに低下する。子どもと同居している65歳以上の高齢者は、「日本型福祉社会」が進展しつつあった1975年には68%であったが、1994年には55.3%と低下した。しかし低下したとはいえ日本の同居率は諸外国と比べるとまだまだ高率である。そうだとするとむしろもうひとつの変化、専業主婦が少なくなったことの方が大きいギャップ

かも知れない。

1983年には有配偶女子の有業率が50.8%と、既婚女性の半数を超えた。その仕事とは必ずしもフルタイムの仕事だけを意味しておらずパート労働も含まれるが、とにかく「働く主婦」が「専業主婦」を上回ったのである。

共稼ぎ世帯と非共稼ぎ世帯の推移を見ると、1991年には共稼ぎ世帯が専業主婦世帯を越えた。世帯類型別に見ると、核家族世帯では世話を必要とする子どもがいることもあり、まだ非共稼ぎ世帯の方が共稼ぎ世帯よりも50万世帯多い。「夫婦と親世帯」「3世代世帯」では、共稼ぎ世帯対非共稼ぎ世帯は30万対21万、188万対111万と、共稼ぎ世帯が多い（1994年）。親と同居している方が共稼ぎが多いのである。減少しているとはいえ親との同居世帯はまだ高率であるが、その内容は明らかに変化している。

これらの家族の変化を反映して、「日本型福祉社会」は少しずつ形を変えていく。家族の役割の重視、特に3世代同居の強調は影を潜める。それにとって代わって「多様な形のサービス」という、民間サービスやボランティア活動が強調される。1986年に国民生活審議会総合政策部会政策委員会報告「長寿社会の構図－人生80年時代の経済社会システム構築の方向」が出され、同年「長寿社会対策大綱」が閣議決定されたが、この大綱のなかで家族互助は希薄化し、私的サービスの育成・活用が課題とされた。つまり1980年代後半に登場した、いわゆる「新・日本型福祉社会」とは、家族や地域の機能の弱体化を一応前提としており、家族の多様化と働く女性の増加を是認し、3世代同居を強調しないことが特徴としてあげられる。しかし、自助・連帯を重視し、公的部門をできるだけインフォーマル部門へ移行させる方針が明らかであり、働く女性の増加を前提とした「多様な」選択として対応されてはいるものの、女性は、そのインフォーマル部門の中核として積極的に位置づけられている。つまり形は変わっても、依然として社会福祉の担い手としては女性が想定されている。むしろ、シルバービジネスやボランティア活動の強調は、安価な（あるいは無償の）労働力としての女性の参入をますます必要とする。

「日本型福祉社会」へ向かっての「福祉見直し」が「破綻」し、方向を転じざるを得なくなったことは、よく指摘されているような財政の逼迫や高齢化の進展が関係あるとしても、より女性の変化に起因していると言っても過言ではあるまい。女性の変化－働く女性の増加・働くことに対する意識の変化は、従来社会福祉が依って立っていた社会的基盤を崩壊させたわけではないながらも、変化させたからである。

しかし、その結果出現した「新・日本型福祉社会」もまた、女性が働いて自立することと矛盾する社会である。ここで期待されている家族とは、依然として家族役割＝女性役割から自由ではない。それは、ひとつには家庭機能を支え、ふたつには地域において不十分な（他の家族の）育児・介護機能を担うボランティアであり、「有償ボランティア」であり、低賃金のパートの社会福祉労働者としてであり存在として位置付けられている。つまり、労働の再生産のコストを、私的に担うことを役割とされている。このような社会福祉政策における女性の位置付けは日本だけに限ったことではなく、他の福祉国家においても同様である。しかし、他国と比べて、「家族観」にもとづく公私の性別役割分業が固形的な日本においてはより明確である。

同時にこの時期には、「主婦」を優遇する政策が出そろった。年金については、国民年金制度発足から25年を経た1986年に、雇用者の妻の年金についての改革が行われた。妻は、雇用者の被扶養配偶者であることを届け出ることによって、年金加入が確認され、保険料は払わなくてもよい。税制もまた年金制度と同様に、性別役割分業を支える役割を果たしている。夫が配偶者控除や配偶者特別控除を受けることができるように、妻が一定額以上に賃金が上がらないように働き方を調節することを奨励する税制度となっているからである。1987年には、配偶者特別控除が新設された。現行の年金制度も税制も、「男は仕事、女は家事」という性別役割分業を維持するものとなっている。

働く「主婦」の時代とはいっても、女性は男性とは異なる働き方―育児や介護といったライフステージに適合する働き方を選ぶことが期待されている。一方で、均等法や労働力不足の影響により、男性並に働き社会保険や税を担うことを期待される女性も増加した。このような女性像の2極分解は、性別役割分業を固定化する年金や税制の進行と、男女平等の目的のためには不十分な労働政策の展開により、構造的な性別役割分業を再編成しているといえよう。

4) 「女性が一人でも生きられる社会へ向けて」(1990年代半ば以降) : <多様な家族の時代>

働き続ける女性、働くことを志向する女性が増加するなかで、女性の生き方を「一定の枠」にはめない、多様な家族と生き方の選択を前提とした政策の見直しが必要だとする主張は、それでも1990年代半ばになると、ゆっくりとした速度でありながらも政府のビジョンや政策提言のなかにみられるようになる。このような動向は、今まで以上に女性の権利に注目し、社会保障・社会福祉の

なかで女性の権利を阻害している要因を変化させようとする動きにつながっていく。「新・日本型福祉社会」は、いま一度の転換点に立っている。

社会保障を再検討することの主張は、国連レベルにおいて先行して行われている。1995年の北京女性会議においても、ボランティア活動のような家庭内及び地域社会の無償労働を評価すること、国民所得、相続税及び社会保障制度の見直しを行うことが行動綱領に明記された^(註8)。これらの趨勢を受けて、国内でもいくつかの動きが見られる。1995年に社会保障制度審議会は、「社会保障体系の再構築―安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」と題する勧告を内閣総理大臣に対して行った。このなかで、社会保障の費用を考える場合の国民負担として、租税負担と社会保障の財源だけでなく、家族による扶養や介護、育児などの家族の無償労働を重要な構成要素として明記した。具体的な政策としては、①社会保障制度を世帯単位中心から、できるものについては個人単位に切り替えることが望ましい、②国民年金制度の第3号被保険者や税制上の配偶者控除の制度を中立になるように見直すと、従来の社会保障制度の大幅な検討を勧告した^(註9)。

内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会は、1996年7月30日に約2年間の審議の結果を答申した。そのなかで、「性別による偏りのない社会システムの構築」の項で、1) 性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し・検討が必要とし、具体的には、配偶者に係わる税制、社会保障制度の検討・見直しをあげた。2) 男女が共に有償労働と無償労働をバランスよく担える社会制度の構築として、無償労働の計量化手法の調査研究をあげている^(註10)。このように回答申は、前年に行われた北京女性会議の行動綱領を引き継いでいる。

このような新たな方向とは、まだその行き着く先は見えないながら、ジェンダーの視点による見直しが強調されつつあるようである。女性の自立を援助する社会保障・社会福祉政策が、今まで以上に求められているといえよう。

II. 福祉国家の再構築

1. 福祉国家批判へのアプローチ

以上見てきたように日本の福祉国家とは、他国よりも根強く残存する家父長制（またはそれを体現する家族イデオロギー）と、結果的にはそれにリンクする企業体制をテコとして高度経済成長期に形成され、低成長時代を通じて変形したものである。そしてその後の家族の変化によって「破綻」し、再出発を余儀なくされたものである。しかし、「破綻」の前も後も、女性の自立を促すも

のとなつてはいない。このような福祉国家がジェンダーからの批判を受けるには、1990年代を待たねばならなかった。

まず、日本が「独特な福祉国家」であることが、1990年代に入ってますます盛んになった福祉国家の国際比較研究のなかから、国外の研究者からもたびたび指摘された。たしかに福祉国家の比較研究の焦点の一つとなっている、多様な福祉国家像を把握するための福祉国家の類型化の議論をみても、日本はそれらの類型にぴったり納まるとはいえない。あえてどの類型に属するかというと、社会保障支出の程度や社会保険プログラムの特徴からすると、ティトマスの分類でいえば産業的業績達成モデル、エスピン・アンデルセンの福祉国家レジーム論でいえばコーポラティズム／保守主義レジームとして位置づけられよう。しかし、公的扶助の給付に伴うステイグマの程度などの社会的市民権の指標からすると、また、女性の労働市場への参加の程度、社会保障制度が男性を扶養者・女性を被扶養者とする家族モデルにどの程度依拠しているかなどのジェンダー的指標からすると、むしろ残余的モデルや自由主義レジームに近い群に位置すると指摘する論者も多い。ゲールドは、エスピン・アンデルセンの得点が示唆する以上に日本は労働市場に依存していると記述している^(註11)。また、ジェンダー側面に注目した研究は、日本は「女性差別的な位置」を占める「独特な福祉国家」であると位置づける。プリソンは、日本の高齢者介護が女性に委ねられていること等、他の福祉国家と比べて独特な福祉国家であることを指摘している^(註12)。

このように欧米におけるフェミニズムから、日本独自の福祉国家に対する批判が1980年代から盛んになったことと比べて、日本においてはその議論は未だはじまったばかりである。しかし1990年代半ばになり、社会福祉政策の近接領域を含めてのアプローチが行われるようになった。それらはいずれも家族問題を議論の焦点としながらも、大別すると以下の三つの側面からのアプローチに分けることができよう^(註13)。

- 1) 女性労働からのアプローチ
- 2) 企業社会からのアプローチ
- 3) 公私の性役割からのアプローチ

1) 以上の三つの側面からのアプローチは、それぞれ重複し、あるいは表裏をなしているため、複数の側面を持つものがあることを断つたうえで、それでも女性労働を主として取り上げることにより、福祉国家の総体を再検討しようとする提案は少なくない。従来も、母性保護、保育政策、女性の労働条件等、「働く女性と子どもにか

かわる問題」は社会福祉のなかからも比較的多く取り上げられてきた。しかし近年、働く女性のますますの増加と、かつ女性労働の周辺化という現実を背景として、今まで以上に女性労働をめぐる問題に関心が集まり、福祉国家の再検討が必要とされつつある。

とくに、1985年に成立した男女雇用機会均等法以来、明らかに二極分解化した女性労働をめぐる研究は、公的年金の性差による不公平、専業主婦の国民保険無払い問題、パート収入の税金控除率等の「性差（ある場合には「特典」として）」が顕在化したことにより、年金や配偶者控除を含む社会保障・社会福祉全般の再構築を視野に入れた見直しが主張されている。これらについては消極的ながらも、ここ数年の間に出された政府の審議会等の報告書にも記述された経過については、前章で触れたとおりである。

均等法の改正や労働基準法的女子保護規定の撤廃が決まった現在では、女性労働をめぐる状況は新たな段階に突入し、福祉国家の再検討が緊急に必要とされている。

2) 女性労働を視野に入れながらも、福祉国家の特徴をより「日本型企业社会」の構造におくアプローチである。高度経済成長期に成立した福祉国家とは、「日本型企业」と相互依存的な福祉国家であり、福祉国家に相当する要求は企業が代替し（年功賃金、企業福祉）、それにより福祉国家を推進する主体の力は衰弱させられた。一方で、企業の要求に合致した「モーレッツ社員と専業主婦」という家族が定着し、後には多くの専業主婦がパート労働者として労働市場に片足をつっこみながらも基本的には片働き家族パターンを維持し続けていることを問題とする。このような「日本型企业社会」福祉国家は、日本の大企業体制が本格的意味での多国籍企業段階に突入し、不況と円高の進行により福祉需要が高まりつつある現在では、家族賃金も崩壊しつつあり、新たな企業社会の段階に女性も巻き込まれつつある。企業社会と相互依存的でない新たな福祉国家の再構築を提唱している。

3) 最後のアプローチは、上記の二つの側面とも関連しながら、その根本にある公私の性役割の側面から福祉国家の再検討を主張するアプローチである。家族問題の顕在化は、一方では、介護者としての女性、福祉労働の担い手としての女性の問題を登場させた。無償の「介護・家事労働」を女性の役割とすること、あるいは有償であっても介護や家事労働を「女性の仕事」と規定することを問題とする。「ケア役割」に代表されるような育児・介護役割を女性の仕事とすること、それを政策として女性の役割とすることは、高齢社会の進展によりますます

必要な議論になっている。近年の社会福祉改革論議は、公私の役割の再検討に集中し、民間によるサービスの拡充が重視されている。その一方では、その分野への女性の進出が一層期待されているのである。このような状況下においては、ジェンダー視点を持った公私の性役割の再検討が必要とされているのである。

2. 福祉国家の行方—女性の自立を援助する福祉国家とは

日本の福祉国家とは、とくにジェンダーの指標から見ると、大きく遅れをとった「いびつな形」の福祉国家である。ここで取り上げた家族に関する社会福祉政策をみても、まず他の福祉国家と比べて、高齢者政策に大きく比重を傾けている。「家族政策」とは必ずしも限定的な名称ではないにしても、その本来の出発が人口政策であったことと関連して、欧米においては子どもを持つ家族を支援する政策という意味が強く、高齢者政策を中心とした政策となっていない。日本においても少子化が社会問題化して以来、エンゼルプランのような子育て支援政策がとられてはいるが、少子化対策に限らないトータルな子ども支援政策となっているとは言い難い。例えば、母子世帯の子どもを援助する児童扶養手当が縮小される等、母子世帯への援助が「家族政策」の主要な柱とされてはいない。母子世帯が、「家族政策」が対象とする家族像とは異なるからである。そしてそれらの政策は、女性の自立を支援する政策となっていない。欧米における「家族政策」の今日的議論の焦点が、1) 新しい家族の多様なライフスタイルを支持すること、2) 社会の平等化を構造的に促進すること、3) 女性の社会への全面的参加をすすめることに、であることと比べて、その視点に欠けていることが明らかである。

福祉国家が対象としている家族とは、夫がいて妻がいる（専業主婦か働く主婦か、核家族か老親扶養の同居家族かの違いはあったとしても）、家父長的な価値観を持った、「近代家族」である。そこでは母子家族や父子家族、単身者は政策の主たる対象になってはいない。

このような「いびつな」福祉国家であるにもかかわらず、諸外国と比べてとくに社会的な困難を抱える家族が急増しているわけではない。冒頭に記したように、「家族の危機」が深刻なわけでもない。ジェンダー問題と関連してアメリカで深刻化しているような「貧困の女性化」現象が顕在化してもいない。その理由としては、ひとつは日本的な家族関係にある。親や親族と同居することによって、独立した母子世帯が増加しないように、家族が高齢者の介護を家庭内で担うように、日本的な家族関係による解決策がとられるためである。また日本的な家族

関係の他の「効用」とは、「家族の危機」に直面する前に働くのかもしれない。つまり離婚を選択しないことに機能しているのかもしれない^(注14)。

ふたつめの理由は、社会福祉政策の不備とその背景にある公的援助の女性観である。現行の社会福祉制度は、従来の家族観—結婚観に乗っ取って構築されている。ゆえに、例えばその家族観から逸脱した「例外」としての母子世帯には十分は援助が準備されてはいない。そしてその援助とは、「例外」となった理由別に、援助に値する母子世帯（死別）と、援助に値しない母子世帯（生別）とに振り分けることになる。死別により生じた母子世帯は、援助に値するものとして社会保障法のもとに遺族年金の対象として保護される。離婚や未婚により生じた母子世帯は、援助に値しないものとして公的援助を厳しく制限される。なかでも未婚により生じた母子世帯への援助は、最も制限される。社会福祉の対象とされる男性の貧困者が、労働可能か否かによって振り分けられることは別のベクトルが、母子世帯には適用される。母子世帯により重く課せられるこのようなステイグマは、公的援助を受給する母子世帯を抑制することに働く。そして同時に、このような抑制が離婚や未婚の母の出現を抑制するという、二重の抑制が存在する。

このようなジェンダー視点を欠いた社会福祉政策の不備が家族の「安定」を維持しているのであれば、日本独特の福祉国家とは女性に逆説的に働いていることになる。このような福祉国家の逆機能を克服するためには、ジェンダー視点を持った福祉国家の再検討が不可欠であることは言うまでもない。

(金城学院大学 教授)

注

- 1) 主要な刊行物の特集としては、以下のものがある。『社会福祉研究』第35号〈特集：家族に対する福祉政策を問う〉1984年、『ジュリスト増刊 総合特集：転換期の福祉問題』有斐閣1986年、『婦人労働問題研究』No. 18〈特集：家族・家庭政策と女性の自立〉労働旬報社1990年、『社会福祉研究』第49号〈特集：高齢化社会における家族—構造・機能・課題〉1990年、『社会福祉研究』第58号〈特集：現代家族の構造変動と社会福祉の接点〉1993年。
- 2) 1990年代に入るとフェミニズムからの福祉国家批判や比較研究が、研究誌等の特集として取り上げられることが多くなった。例として、『International Journal of Sociology』Summer, 1991 (Vol. 1, No. 2)をあげておく。また1993年には、福祉国家とジェンダーをテーマとしたシンポジウム「Workshop on welfare states and gender」が、ECPR (European

- Consortium Political Research)の主催により開催された。『Gendering Welfare States』ed.Diane Sainsbury (SAGE Publications) は、それをもとに出版された本である。フェミニズムからの福祉国家批判については、杉本貴代栄「福祉国家論の諸潮流」杉本著『女性化する福祉社会』(剗草書房、1997年)を参照。
- 3) 母子世帯の趨勢と出現理由に関する考察については、杉本貴代栄「貧困研究とジェンダー」杉本著『女性化する福祉社会』(剗草書房、1997年)を参照。
 - 4) いかに企業が性別役割分業を前提として日本の経営を成功させたかについては、大沢真理『企業中心社会を超えて』(時事通信社、1993年)と木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』(ミネルヴァ書房、1995年)を参照のこと。
 - 5) 厚生省編、1978年「1978年厚生白書」
 - 6) 自由民主党政務調査会家庭基盤の充実に関する特別委員会「家庭基盤の充実に関する対策要綱」1979年6月15日。
 - 7) 経済企画庁編、1979年「新経済社会7カ年計画」
 - 8) 総理府男女共同参画室「第4回世界女性会議及び関連事業報告書」1996年3月。
 - 9) 社会保障制度審議会「社会保障体制の再構築—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して」1995年7月。
 - 10) 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」1996年7月30日。
 - 11) グールド、アーサー 1997『福祉国家はどこへいくのか：日本・イギリス・スウェーデン』ミネルヴァ書房、参照。
 - 12) Bryson, Lois, 1992, *Welfare & The State*, The Macmillan Press、Kolberg, Jon Eivind, 1991, "The Gender Dimension of the Welfare State", *International Journal of Sociology*, Vol.21, No.2は、日本のジェンダー側面について記述している。
 - 13) 例として、以下の文献をあげておく。
 後藤道夫、1997「新日本国家論序説」渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本4 日本社会の対抗と構想』大月書店、
 伊藤周平、1995「福祉国家とフェミニズム」『大原社会問題研究所雑誌』440、
 ——1996『福祉国家と市民権：法社会的アプローチ』法政大学出版局
 久場嬉子、1994「福祉国家とジェンダー摩擦」『季刊・社会保障研究』Vol. 30, No. 2
 木下武男、1995「企業社会を超克する戦略と女性の位置」基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と女性』青木書店
 - 森田成也、1997『資本主義と性差別』青木書店
 二宮厚美、1995「現代日本の家族政策と共働き家族の福祉」基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と家族』青木書店
 ——1997「現代日本の企業社会と福祉国家の再編成」『賃金と社会保障』1997年1月合併号
 ——1997「現代日本の企業社会と福祉国家の対抗」渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本4 日本社会の対抗と構想』大月書店
 ——1997「21世紀の社会保障と新型福祉国家への展望」『総合社会福祉研究』1997年6月
 木本喜美子、1995「日本型企業社会と家族の現在」基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と家族』青木書店
 ——1995『家族・ジェンダー・企業社会：ジェンダーアプローチの模索』ミネルヴァ書房
 大沢真理、1993『企業中心社会を超えて：現代日本をジェンダーで読む』時事通信社
 - 14) 例えば離婚は増加しつつあるとはいっても、全数で、179,191件(92年)、88,297件(93年)、195,115件(94年)。人口1000人に対して、1.45(92年)、1.52(93年)、1.57(94年)という推移であり、離婚をすることが女性の生き方の選択肢に加えられているとはいいたい。